

施設の維持管理においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」維持管理の技術上の基準ならびに「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に準拠し、適正に行う。

焼却処理施設 維持管理計画

No	維持管理の内容	維持管理の技術上の基準
1	施設へのごみ投入量は、当該施設の処理能力を超えないように行う。	施行規則第四条の五 一
2	燃焼室へのごみの投入は、ピットアンドクレーン方式によって、常時ごみを均一に混合してから行い、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に投入する。	施行規則第四条の五 二イ、ロ
3	燃焼室中の燃焼ガスの温度は850℃以上950℃以下に保ち、ごみを燃焼し尽くす。	施行規則第四条の五 二ハ
4	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。	施行規則第四条の五 二ホ
5	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。	施行規則第四条の五 二ヘ
6	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。	施行規則第四条の五 二ト
7	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却する。	施行規則第四条の五 二チ
8	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。	施行規則第四条の五 二リ
9	排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。	施行規則第四条の五 二ヌ
10	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が50ppm以下となるようにごみを焼却する。	施行規則第四条の五 二ル
11	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。	施行規則第四条の五 二ヲ
12	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下となるようにごみを焼却する。	施行規則第四条の五 二ワ
13	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るもの)を測定かつ記録し、大気汚染防止法を順守する。	施行規則第四条の五 二カ
14	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	施行規則第四条の五 二ヨ
15	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるよう焼却する。	施行規則第四条の五 二ニ
16	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する。	施行規則第四条の五 二レ
17	ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん・セメント・薬剤を均一に混合し維持管理する。	施行規則第四条の五 二ネ
18	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。	施行規則第四条の五 二フ

